

令和 8 年 6 月 3 日 招集

第 2 回 大子町 議会 定例会 付議 予定 事件

付 議 予 定 事 件

1	令和7年度大子町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について……………	1 P
2	令和7年度大子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について……	2 P
3	令和7年度大子町水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	3 P
4	大子町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについ て……………	4 P
5	大子町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること について……………	30 P
6	大子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め ることについて……………	33 P
7	大子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて……………	39 P
8	令和7年度大子町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求め ることについて……………	42 P
9	令和7年度大子町水道事業会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求め ることについて……………	47 P
10	大子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正 する条例……………	49 P
11	大子町レンタサイクルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例・	53 P
12	し尿収集車の取得について……………	55 P
13	小型動力ポンプ付積載車の取得について……………	56 P
14	財産の無償譲渡について……………	57 P
15	町道路線の認定について……………	58 P
16	町道路線の廃止について……………	70 P
17	大子町防災対応型観光交流施設の指定管理者の指定について……………	81 P
18	大子町教育委員会委員の任命について……………	82 P
19	大子町監査委員の選任について……………	83 P
20	大子町固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	85 P
21	令和8年度大子町一般会計補正予算（第1号）……………	86 P
22	令和8年度大子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	94 P

23	令和8年度大子町介護保険特別会計補正予算(第1号)	96 P
24	令和8年度大子町水道事業会計補正予算(第1号)	97 P

○令和7年度大子町一般会計予算継続費繰越計算書の報告
について

令和7年度大子町一般会計予算継続費について、下記のとおり

1億1,382万3,350円を令和8年度に繰り越したことに伴い、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

(事業名)	(翌年度通次繰越額)
1 (仮称)まちなか防災スクウェア整備事業	97,471,350円
2 耐震性貯水槽整備工事	1,218,000円
3 観光交流施設整備事業	12,610,000円
4 中心市街地管渠及び回遊散策路整備工事	2,524,000円
合計金額	113,823,350円

○令和7年度大子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度大子町一般会計予算繰越明許費について、下記のとおり
2億932万4,127円を令和8年度に繰り越したことに伴い、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

(事業名)	(翌年度繰越額)
1 損害賠償請求業務	835,000円
2 地域経済循環創造事業補助金	35,000,000円
3 マスコットキャラクター着ぐるみ制作業務	1,298,000円
4 戸籍・戸籍附票標準準拠システム移行業務	3,036,000円
5 戸籍附票システム改修業務	1,848,000円
6 コンビニ交付システム改修業務	1,078,000円
7 物価高騰対策生活支援給付金	8,354,127円
8 物価高対応子育て応援手当	127,000円
9 保健センターエアコン更改工事	14,000,000円
10 低濃度PCB廃棄物処分業務	2,572,000円
11 水道事業会計繰出金	21,300,000円
12 道の駅北側敷地整備工事	10,530,000円
13 道路改良工事	12,408,000円
14 水路整備工事	2,992,000円
15 茨城県防災情報通信設備更新負担金	27,600,000円
16 避難所環境改善推進事業	23,721,000円
17 消防ポンプ車購入費	25,465,000円
18 道の駅調整池ポンプ設備修繕負担金	17,160,000円
合計金額	209,324,127円

○令和7年度大子町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定による建設改良費に係る繰越額2億1,915万2千円を令和8年度に繰り越したことに伴い、同条第3項の規定により報告するものです。

(事業名)	(翌年度繰越額)
1 池田地区送水管移設工事	46,816,000円
2 上岡橋配水管移設工事	55,000,000円
3 袋田大塩踏切推進管布設替工事	35,277,000円
4 老朽管布設替工事	68,059,000円
5 アセットマネジメント計画策定業務	14,000,000円
合計金額	219,152,000円

○大子町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求 めることについて

【改正の理由】

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が原則として令和8年4月1日から施行されることに伴い、これに準拠して、軽自動車税環境性能割の廃止及び個人住民税の控除等の見直しを行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により同年3月31日に専決処分をしたので、町議会の承認を求めるものです。

【改正の概要】

1 軽自動車税環境性能割の廃止

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を廃止する。

※地方税の減収分については、地方特例交付金により補填される。

2 個人住民税の控除等

給与所得控除の最低保障額を74万円（現行65万円）に引き上げ。

※令和8年分所得に係る令和9年度分の個人住民税から適用。

3 引用条項の整備

地方税法等の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うもの。

【施行期日】

原則として令和8年4月1日

（新旧対照条文参照）

大子町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町税条例 (昭和32年大子町条例第11号)

改 正 案	現 行
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由による軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条_____、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由による種別割_____を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p>

改正案	現 行
<p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び_____第34条の9において「特定配当等」という。) (同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略) (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対す</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。) _____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略) (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項 _____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項 _____において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対す</p>

改正案	現行
<p>るものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、<u>この限りでない。</u></p>	<p>るものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、<u>この限りではない。</u></p>
<p>2～10 (略)</p>	<p>2～10 (略)</p>
<p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p>	<p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名</p>	<p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、)合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</p>
<p>(3)～(4) (略)</p>	<p>(3)～(4) (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>	<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第36条の3の3 <u>次に掲げる者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由</p>	<p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税</u></p>

改正案	現 行
<p>すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p> <p>(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経</p>	<p>法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経</p>

改正案	現行
<p>由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>第1項又は同条第1項の規定による申告書に</u> _____ 記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する</u> _____ ことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8 _____ において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円 _____、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>当該軽自動車等の使用者に軽自動車税</u>を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでな</u></p>	<p>由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>前項</u> 又は<u>法第317条の3の3第1項の規定による申告書</u>に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u> 又は<u>法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項</u> 又は<u>法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する</u> _____ ことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3 _____ において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地 _____ にあっては30万円、<u>家屋にあっては20万円</u>、償却資産にあっては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割 _____ を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に _____ 課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さな</u></p>

改正案	現 行
<p><u>い。</u> (軽自動車税のみならず課税) 第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を_____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>い。</u> (軽自動車税のみならず課税) 第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> (環境性能割の課税標準)</p> <p><u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> (環境性能割の税率)</p> <p><u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p>

改正案	現 行
<u>(削除)</u>	<u>(環境性能割の徴収の方法)</u>
<u>(削除)</u>	第81条の5 <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(環境性能割の申告納付)</u>
<u>(削除)</u>	第81条の6 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の</u>
<u>(削除)</u>	<u>軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u>
<u>(削除)</u>	2 <u>3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第</u>
<u>(削除)</u>	<u>1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4</u>
<u>(削除)</u>	<u>様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u>
<u>(削除)</u>	第81条の7 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項</u>
<u>(削除)</u>	<u>について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万</u>
<u>(削除)</u>	<u>円以下の過料を科する。</u>
<u>(削除)</u>	2 <u>前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u>
<u>(削除)</u>	3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その</u>
<u>(削除)</u>	<u>発付の日から10日以内とする。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(環境性能割の減免)</u>
<u>(削除)</u>	第81条の8 <u>町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項</u>
<u>(削除)</u>	<u>各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対して</u>
<u>(削除)</u>	<u>は、環境性能割を減免する。</u>
<u>(削除)</u>	2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項について</u>
<u>(削除)</u>	<u>は、規則で定める。</u>
<u>(軽自動車税の税率)</u>	<u>(種別割)の税率)</u>
第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する <u>軽自動車税</u> の税率は、1台について、当該各号に定める額とする。	第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する <u>種別割</u> の税率は、1台について、当該各号に定める額とする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</u>	<u>(種別割)の賦課期日及び納期)</u>
第83条 <u>軽自動車税</u> の賦課期日は、4月1日とする。	第83条 <u>種別割</u> の賦課期日は、4月1日とする。
2 <u>軽自動車税</u> の納期は、5月11日から同月31日までとする。	2 <u>種別割</u> の納期は、5月11日から同月31日までとする。

改正案	現行
<p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 町長は、公益のため、直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(種別割<u> </u>の徴収の方法)</p> <p>第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(種別割<u> </u>に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(種別割<u> </u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(種別割<u> </u>の減免)</p> <p>第89条 町長は、公益のため、直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

改正案	現 行
<p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。ただし、前年度において前項第1号の規定により減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由があると町長が認めるときは、当該申請書の提出があつたものとみなす。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、前年度において第1項第2号</p>	<p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。ただし、前年度において前項第1号の規定により減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由があると町長が認めるときは、当該申請書の提出があつたものとみなす。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、前年度において第1項第2号</p>

改正案	現 行
<p>適用することができる。 <u>(削除)</u></p> <p><u>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第7条の3</u> 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には _____、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第</p>	<p>適用することができる。 <u>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>第7条の3</u> 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、町長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</p> <p><u>第7条の3の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第</p>

改正案	現行
<p>314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、<u>附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項<u>及び附則第7条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は<u>附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>

改 正 案	現 行
(削除)	18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
(削除)	19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
(削除)	20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
18 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	21 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
19 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
20 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
24及び25 (略)	27及び28 (略)
26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	(新設)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 (略)	第10条の3 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。	7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。	8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改	9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改

改正案	現 行
<p>修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13～14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受</p>	<p>修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13～14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受</p>

改正案	現行
<p>けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかを別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</p> <p>旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかを別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>

改正案	現 行
(削除)	<p>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p>
(削除)	<p>第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p>
(削除)	<p>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p>
(削除)	<p>第15条の5 町は県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>
	<p>第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規</p>

改正案	現 行
<p>(軽自動車税_____の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3 項_____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過し た月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第82条の規定の適用につ いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」 とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 最初の法第444条第3項に規定する_____車両番号の指定(次項から第4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過し た月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用につ いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の 属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属 する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項_____に 規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。) (営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリ ン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には、令和8年度分_____の軽自動車 税_____に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」 と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に 規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。) (営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリ ン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車 税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」 と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規 定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の 適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属す る年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」 とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「 5,200円」とする。</p>

改正案	現 行
<p>(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

改正案	現 行
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p>

改正案	現 行
<p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が<u>確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ）</u>に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなる</u>ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> （短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が<u>確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ）</u>に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる</u>ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第18条 (略)</p>

改正案	現 行
<p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(特定暗号資産等に係る個人の町民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所</u></p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現 行
<p>得及び雑所得については、<u>第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）</u>に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p>

改正案	現 行
<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税</p>	<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税</p>

○大子町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

【改正の理由】

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）の施行に伴い、これに準拠して、令和7年度の住民税非課税の者に係る令和8年度の介護保険料の特例減免について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和8年3月31日に専決処分をしたので、町議会の承認を求めるものです。

【改正の概要】

令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたが、介護保険制度は、3年を1期とする介護保険事業計画に基づき保険料を決定しているため、第9期事業計画（令和6年度～8年度）決定時に想定されていない、税制改正により介護保険財政に影響が出ることを避けるため、介護保険法施行令が改正されたもの。これにより令和8年度分の介護保険料を算定する際に、税制改正の影響を遮断する特例措置が行われることとなるもの。

1 特例措置の内容（介護保険法施行令改正対応）

- (1) 合計所得金額を税制改正前の水準まで引き上げるため、給与所得控除額を引き上げ前の控除額（55万円）で算定するもの。
- (2) 影響を受ける方

令和8年1月1日及び令和8年4月1日に大子町に住民登録がある方のうち、令和7年中に給与収入があり、給与収入が55万千円以上190万円未満の方

給与の収入金額	給与所得金額（改正後）	給与所得控除額（改正前）
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超180万円以下	65万円	収入金額×40%－10万円
180万円超190万円以下	65万円	収入金額×30%＋8万円

2 特例減免について（条例改正対応）

令和7年度住民税非課税の方のうち、令和8年度の介護保険料について、上記1の特

例措置により算出した際に、扶養等の異動もなく所得要件のみで住民税課税となった被保険者については、令和8年度も引き続き令和7年度見直し前と同様の判定になるよう減免するもの。

【施行期日】

令和8年4月1日

(新旧対照条文参照)

大子町介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町介護保険条例(平成12年大子町条例第35号)

改 正 案	現 行
<p>附 則 <u>(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)</u> 第11条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(以下「<u>みなし課税者</u>」という。)がいる場合であつて、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「<u>令附則第25条非適用保険料段階</u>」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。 2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする 3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</p>	<p>附 則 <u>(新設)</u></p>

○大子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

【改正の理由】

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）の施行に伴い、これに準拠して、国民健康保険税の課税限度額等を見直すため、条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により同年3月31日に専決処分をしたので、町議会の承認を求めるものです。

【改正の概要】

1 基礎課税額等に係る課税限度額の見直し（第2条、第23条関係）

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるもの、及び子ども子育て支援金課税額に係る課税限度額を新たに追加するもの。

区 分	課 税 限 度 額	
	現 行	改 正 後
基礎課税額	<u>66万円</u>	<u>67万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円
介護納付金課税額 (40歳～64歳)	17万円	17万円
子ども・子育て支援金課税額	—	<u>3万円</u>
合 計	<u>109万円</u>	<u>113万円</u>

2 低所得者に係る国民健康保険税の保険税軽減判定所得の見直し（第23条関係）

5割及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額を引き上げるもの。

区 分	軽減判定所得基準額	
	現 行	改 正 後
5割軽減世帯	<u>30.5万円</u>	<u>31万円</u>
2割軽減世帯	<u>56万円</u>	<u>57万円</u>

- 3 18歳未満被保険者における子ども・子育て支援金の均等割額を減額（10割）する規定を追加するもの。

【施行期日】

令和8年4月1日

（新旧対照条文参照）

大子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町国民健康保険税条例 (昭和33年大子町条例第3号)

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.7万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>6.7万円</u>とする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る_____法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.84を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>6.7万円</u>を超える場合には、<u>6.7万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、2.6万円)、<u>同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びカに掲げる</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.6万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>6.6万円</u>とする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.84を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>6.6万円</u>を超える場合には、<u>6.6万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が2.6万円を超える場合には、2.6万円) <u>及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円)</u></p>

額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) (略)

ア～ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

1,120円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について70円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について800円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について50円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について320円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

の合算

額とする。

(1) (略)

ア～ウ (略)

(新設)

(新設)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

(新設)

(新設)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ (略)

(新設)

(新設)

<p><u>1人について20円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 240円</u></p> <p><u>イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 400円</u></p> <p><u>ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 640円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 800円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに<u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに<u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険税の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び<u>被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び<u>被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険税の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

<p>以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額する者とした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項においては同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

○大子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

【改正の理由】

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）が改正されたことに伴い、これに準拠して、乳児等通園支援事業所の職員の要件等の整理など、条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和8年3月31日に専決処分をしたので、町議会の承認を求めるものです。

【改正の概要】

- ・乳児等通園支援事業所に係る文言の整理。
- ・その他所要の改正。

【施行期日】

令和8年4月1日

（新旧対照表条文参照）

大子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和7年大子町条例第21号)

改 正 案	現 行
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) _____利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認</p>

改正案	現行
<p>定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p><u>(設備及び職員の基準の特例)</u></p> <p>第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、<u>前2条の規定は適用しない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。_____</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員_____</p> <p>_____の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員_____は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>

○令和7年度大子町一般会計補正予算（第12号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入				付 記	
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					一般財源
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地 方 債	その他 (費目)		
1 生活管理指導短期宿泊事業委託料	△ 640					△ 640	住宅火災に遭った高齢者や、家族からの虐待を受けた高齢者等の一時的な住まいを確保するため、養護老人ホームに委託して実施するもので、利用実績の精査に伴い、不用が見込まれる分を減額するもの。 ○利用者数 R7 2人(延べ14日)(見込み) R6 1人(延べ7日) R5 4人(延べ157日)
現計額	735					735	
補正額	△ 640					△ 640	
補正後	95					95	
2 養護老人ホーム入所者措置費扶助	△ 32,000					△ 32,000	町が措置入所させる施設（養護老人ホーム）への入所者数が当初の見込みよりも減少したため（45人→31人）、減額するもの。 ○入所者数(各年度末) R7 31人(見込み) R6 37人 R5 45人
現計額	148,500				14,850	133,650	
補正額	△ 32,000				0	△ 32,000	
補正後	116,500				14,850	101,650	
3 除雪作業業務委託料	1,463					1,463	当初の想定よりも積雪や路面凍結の発生が多かったため、除雪等に係る費用について不足が見込まれる分を増額するもの。 ○事業費 R7 3,850千円(見込み) R6 3,559千円 R5 5,348千円 ○事業費内訳(R7) 塩加散布等 2,876千円 注意看板設置 440千円 重機による除雪 358千円 塩加設置 176千円
現計額	2,000					2,000	
補正額	1,463					1,463	
補正後	3,463					3,463	

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
4 消防団員退職報奨金	1,468				1,468 (諸収入)	0	退職消防団員数が当初の見込みを上回り(20人→21人)、かつ階級が上位の者や勤続年数が長い者が多かったため、増額するもの。 ○退職者数(見込み) 21人(平均勤続年数 15年5か月)
現計額	5,660				5,660	0	
補正額	1,468				1,468	0	
補正後	7,128				7,128	0	
5 その他	0	0	0	△ 136,200	0	136,200	<財源変更>
現計額							
補正額	0	0	0	△ 136,200	0	136,200	
補正後	0			△ 136,200		136,200	
補正予算額	△ 29,709	0	0	△ 136,200	1,468	105,023	
補正前の予算額	12,847,192	1,986,532	788,850	1,126,800	843,493	8,101,517	
補正後の予算総額	12,817,483	1,986,532	788,850	990,600	844,961	8,206,540	

(繰越明許費補正)

追 加

事 業 名	全 体 金 額	繰 越 金 額	繰 越 理 由
1 低濃度PCB廃棄物処分業務	2,572 千円	2,572 千円	低濃度PCBを含む廃棄物の処分に係る法定期限がR8年度末に迫り処分需要が逼迫したこと等により、適正な予算執行の期間が確保できないため 財源 一般財源

(債務負担行為補正)

廃止

事 項	期 間	限度額	付 記
1 USBドングル通信料	令和8年度から令和10年度まで	1,930 千円	令和7年度大子町一般会計補正予算（第7号）で設定したもので、当初、更新に係る契約期間を3年間と見込んでいたところ、更新後の新たな契約においては、随時、解約が可能となることに伴い、債務負担行為の設定が不用となるもの。 財源 一般財源

(地方債補正)

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額		比較増減
	補正前	補正後	
過疎対策事業債 (うち変更のあったもの)	888,300	781,400	△ 106,900
都市再生整備計画事業	504,100	405,000	△ 99,100
県単林道整備事業	5,200	4,800	△ 400
小中学校施設整備事業	42,400	39,400	△ 3,000
清掃運搬施設等整備事業	47,900	46,500	△ 1,400
再生可能エネルギー発電設備整備事業	30,400	27,400	△ 3,000
緊急防災・減災事業債	70,700	58,000	△ 12,700
公共事業等債	63,400	55,800	△ 7,600
緊急自然災害防止対策事業債	77,300	68,300	△ 9,000

補正後の地方債の予算額

990,600千円

(交付税算入見込額

663,470千円)

66.98%

○令和7年度大子町水道事業会計補正予算（第7号）

【主な歳出】

(収入支出予算の補正)

(単位：千円)

支 出		収 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他		
					(一般会計)	(料金収入等)	
収益的支出							
1 アセットマネジメント計画策定業務委託料	△ 14,000					△ 14,000	<組替> R10年度の経営統合を見据え、R8年3月定例会で「収益的支出」として予算計上したものであるが、本計画については、将来における施設の更新需要を捉えるなど建設改良に資するものであることから、今般、「収益的支出」から「資本的支出」に予算を組み替えるもの。
現計額	14,000					14,000	
補正額	△ 14,000					△ 14,000	
補正後	0					0	
補正予算額	△ 14,000	0	0	0	0	△ 14,000	
補正前の予算額	560,478	0	450	0	36,393	523,635	
補正後の予算総額	546,478	0	450	0	36,393	509,635	

支 出		収 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他		
					(一般会計)	(料金収入等)	
資本的支出							
2 袋田大塩踏切推進管布設替工事	9,477					9,477	袋田大塩踏切内において漏水している老朽管の布設替えを行うもので（R7年6月補正）、今般、工事の進展に伴い、当初想定していなかった構造物（暗渠下部の支持杭等）が障害となることが判明したことから、新設する配水管の位置を変更し、再度布設するために必要な費用を増額するもの。 ○φ=50～100mm L=81.8m
現計額	25,800			25,800		0	
補正額	9,477			0		9,477	
補正後	35,277			25,800		9,477	
3 アセットマネジメント計画策定業務委託料	14,000					14,000	<組替> R10年度の経営統合を見据え、R8年3月定例会で「収益的支出」として予算計上したものであるが、本計画については、将来における施設の更新需要を捉えるなど建設改良に資するものであることから、今般、「収益的支出」から「資本的支出」に予算を組み替えるもの。
現計額	0	5,333				△ 5,333	
補正額	14,000	0				14,000	
補正後	14,000	5,333				8,667	
補正予算額	23,477	0	0	0	0	23,477	
補正前の予算額	319,459	26,666	0	114,100	50,159	128,534	
補正後の予算総額	342,936	26,666	0	114,100	50,159	152,011	

○大子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例

【改正の理由】

行政手続における個人番号と個人情報の利用範囲を必要な限度で拡大することにより、申請者の負担軽減と事務処理の効率化を図るため、条例の一部を改正するものです。

【改正の概要】

個人番号利用事務の追加（別表第1、別表第2関係）

個人番号を利用できる事務に、大子町木造住宅耐震診断士派遣事業及び大子町木造住宅耐震改修工事等助成金の交付事務を追加し、当該交付事務において住民票関係情報又は地方税関係情報を利用できるようにする。

※申請者のメリット

住民票の写し及び完納証明書の提出が不要となる。

【施行期日】

公布の日

（新旧対照条文参照）

太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年太子町条例第18号)

改 正 案		現 行	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
3 削除		3 町長	太子町営住宅及び特定町営住宅条例 (平成9年太子町条例第21号) による家賃の決定、収入の申告等又は家賃の減免若しくは徴収猶予に関する事務であって規則で定めるもの
23 削除		23 町長	太子町地域優良賃貸住宅条例 (平成29年太子町条例第2号) による入居の申込み及び入居予定者の決定、収入の申告等又は家賃の減免若しくは徴収猶予に関する事務であって規則で定めるもの
24 町長	太子町空き家バンクリフォーム助成金交付要綱 (平成31年太子町告示第26号) による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	24 町長	太子町空き家バンクリフォーム助成金交付要綱 (平成31年太子町告示第26号) による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
25 町長	太子町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱 (平成25年太子町告示第26号) による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(新設)	(新設)
26 町長	太子町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱 (令和2年太子町告示第29号) による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(新設)	(新設)
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
機関	事務	特定個人情報	
3 削除		3 町長	太子町営住宅及び特定町営住宅条例による家賃の決定、収入の申告等又は家賃の減免若しくは徴収猶予に関するもの

23 町長	<p>大子町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	住民票関係情報又は地方税関係情報		<p>入居予定者の決定、収入の申告等又は家賃の減免若しくは徴収猶予に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
				(新設)	(新設)
24 町長	<p>大子町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	住民票関係情報又は地方税関係情報		<p>(新設)</p>	(新設)
				(新設)	(新設)

○大子町レンタサイクルの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

【改正の理由】

道の駅奥久慈だいがの拡張整備に伴い、道の駅奥久慈だいがWESTでレンタサイクル事業を実施するとともに、より柔軟に町内の観光施設でレンタサイクルを利用できる環境整備を進めることにより、レンタサイクルの利用促進や地域間交流、レクリエーションの振興を図るため、条例の一部を改正するものです。

【改正の概要】

貸出し及び返却施設を別途規則で定めることとする。

【施行期日】

令和8年7月1日

(新旧対照条文参照)

大子町レンタサイクルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文 (下線部分は、改正部分)

○大子町レンタサイクルの設置及び管理に関する条例 (令和2年大子町条例第1号)

改 正 案	現 行								
<p>(貸出し及び返却施設) 第2条 レンタサイクルの貸出し及び返却の受付を行う施設は、<u>町規則</u>で定める。 <u>(削除)</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(貸出し及び返却施設) 第2条 レンタサイクルの貸出し及び返却の受付を行う施設は、<u>次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道の駅奥久慈だいがレンタサイクルステーション</td> <td>大子町大字池田2830番地1</td> </tr> <tr> <td>大子広域公園オートキャンプ場</td> <td>大子町大字矢田15番地1</td> </tr> <tr> <td>大子町営宿泊施設やみぞ</td> <td>大子町大字矢田524番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	名称	位置	道の駅奥久慈だいがレンタサイクルステーション	大子町大字池田2830番地1	大子広域公園オートキャンプ場	大子町大字矢田15番地1	大子町営宿泊施設やみぞ	大子町大字矢田524番地2
名称	位置								
道の駅奥久慈だいがレンタサイクルステーション	大子町大字池田2830番地1								
大子広域公園オートキャンプ場	大子町大字矢田15番地1								
大子町営宿泊施設やみぞ	大子町大字矢田524番地2								

○し尿収集車の取得について

し尿収集車の取得について、令和8年4月28日に一般競争入札を実施した結果、落札者が決定し、仮契約を締結したので、この契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大子町条例第10号）第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。

- | | | | |
|---|--------|--|-------------|
| 1 | 取得の目的 | し尿収集車の購入 | |
| 2 | 車種・数量 | 日野デュトロ 1台 | |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 | |
| 4 | 契約の金額 | 11,190,000円（消費税を含む。） | |
| 5 | 財源の内訳 | 地方債 | 11,000,000円 |
| | （予定額） | 一般財源 | 190,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 茨城県久慈郡大子町大字川山1047番地
有限会社アリカワオートショップ
代表取締役 有川 貢 | |

○小型動力ポンプ付積載車の取得について

大子町消防団（第7分団第4部 大生瀬地区）で使用する小型動力ポンプ付積載車の取得について、令和8年5月22日に一般競争入札を実施した結果、落札者が決定し、仮契約を締結したので、この契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大子町条例第10号）第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。

- 1 取得の目的 小型動力ポンプ付積載車の購入
- 2 車種・数量 トヨタ ダイナ 1台
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 14,888,720円（消費税を含む。）
- 5 財源の内訳 地方債 14,600,000円
（予定額） 一般財源 288,720円
- 6 契約の相手方 茨城県久慈郡大子町大字池田545番地1
石井ホンダ販売
代表 石井義雄

○財産の無償譲渡について

財産の無償譲渡について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、町議会の議決を求めるものです。

1 無償譲渡財産

土地の表示

所在地	地目	面積（㎡）
大子町大字矢田字花掛1634番	宅地	70.12
大子町大字矢田字花掛1635番	宅地	129.16
大子町大字矢田字花掛1636番	宅地	68.65
大子町大字矢田字花掛1637番	宅地	88.41
大子町大字矢田字花掛1638番	宅地	80.56

2 無償譲渡の相手方

無償譲渡財産の隣接地相続人又は所有者及び家屋所有者

3 無償譲渡の時期

議決後、速やかに無償譲渡契約を締結

4 無償譲渡の理由

当該土地は、平成17年3月31日付で財務省（水戸財務事務所）と町で国有財産譲与契約を締結し、譲与を受けた町有財産であるが、個人への払下げが未登記の土地のため。

○町道路線の認定について

次の町道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町議会の議決を求めるものです。

1 認定する路線

路線名	起	重要な 経過地	図面 番号
	終		
町道225号線	大子町大字袋田字向川原1976番7	南田気橋	1
	大子町大字南田気字内久根482番		
町道3483号線	大子町大字南田気字橋元372番3		2
	大子町大字南田気字橋元351番1		
町道3484号線	大子町大字袋田字向川原1977番10		3
	大子町大字袋田字向川原1977番11		
町道3485号線	大子町大字南田気字橋元324番1		4
	大子町大字南田気字一向地306番6		
町道119号線	大子町大字袋田字中津原2068番1		5
	大子町大字下津原字家ノ前339番		
町道3486号線	大子町大字下津原字榎町465番		6
	大子町大字下津原字坏547番		
町道5241号線	大子町大字頃藤字細内河原3481番4		7
	大子町大字頃藤字細内河原3463番1		
町道3487号線	大子町大字池田字下松沼2787番4		8
	大子町大字池田字下松沼2828番1		
町道3488号線	大子町大字池田字下松沼2785番1		9
	大子町大字池田字下松沼2784番4		
町道4286号線	大子町大字小生瀬字西原4013番3	蛇木橋	10
	大子町大字小生瀬字根本77番1		

2 認定する事由

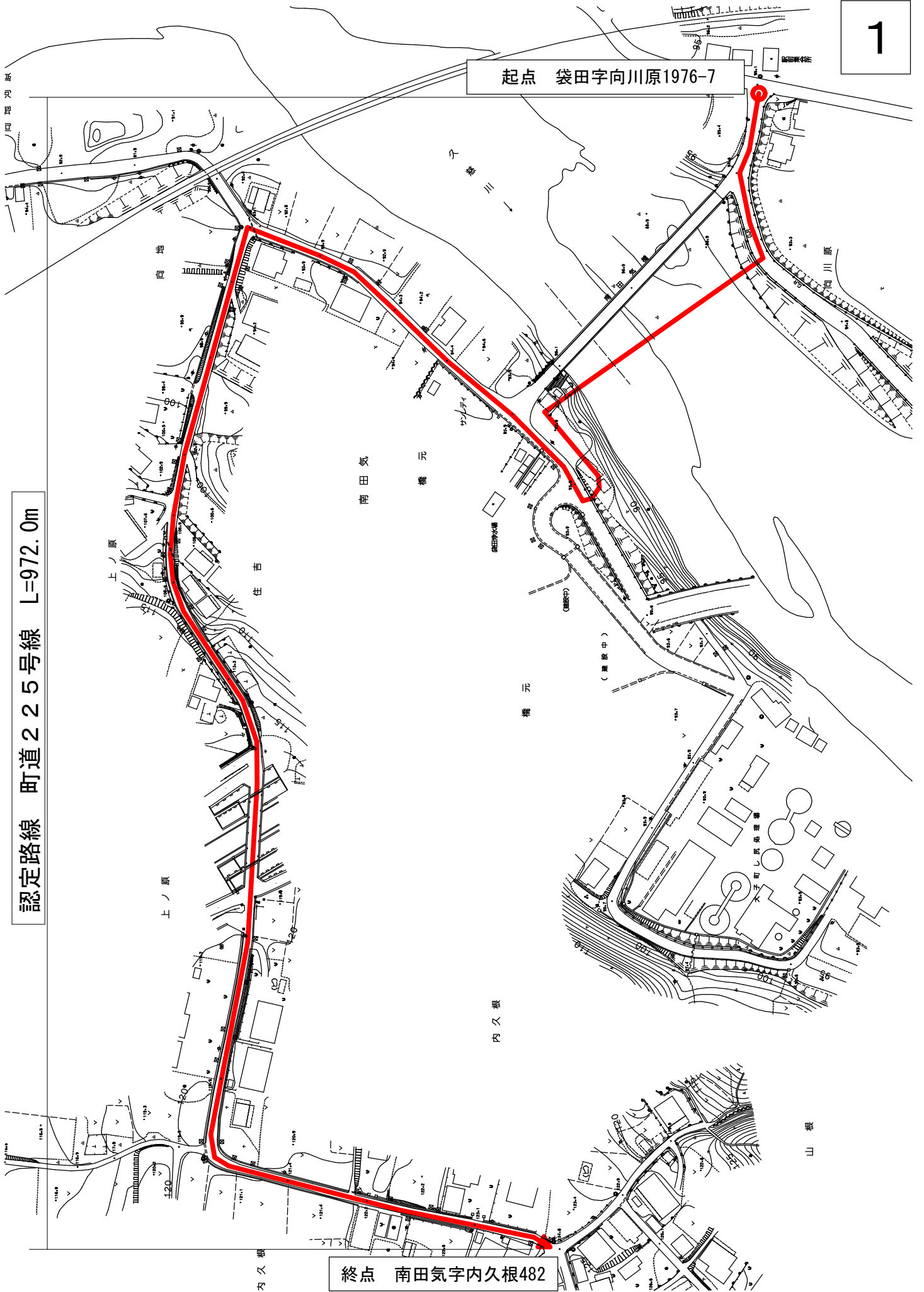
この路線は、久慈川緊急治水対策事業、国道118号道路改良事業及び茨城県

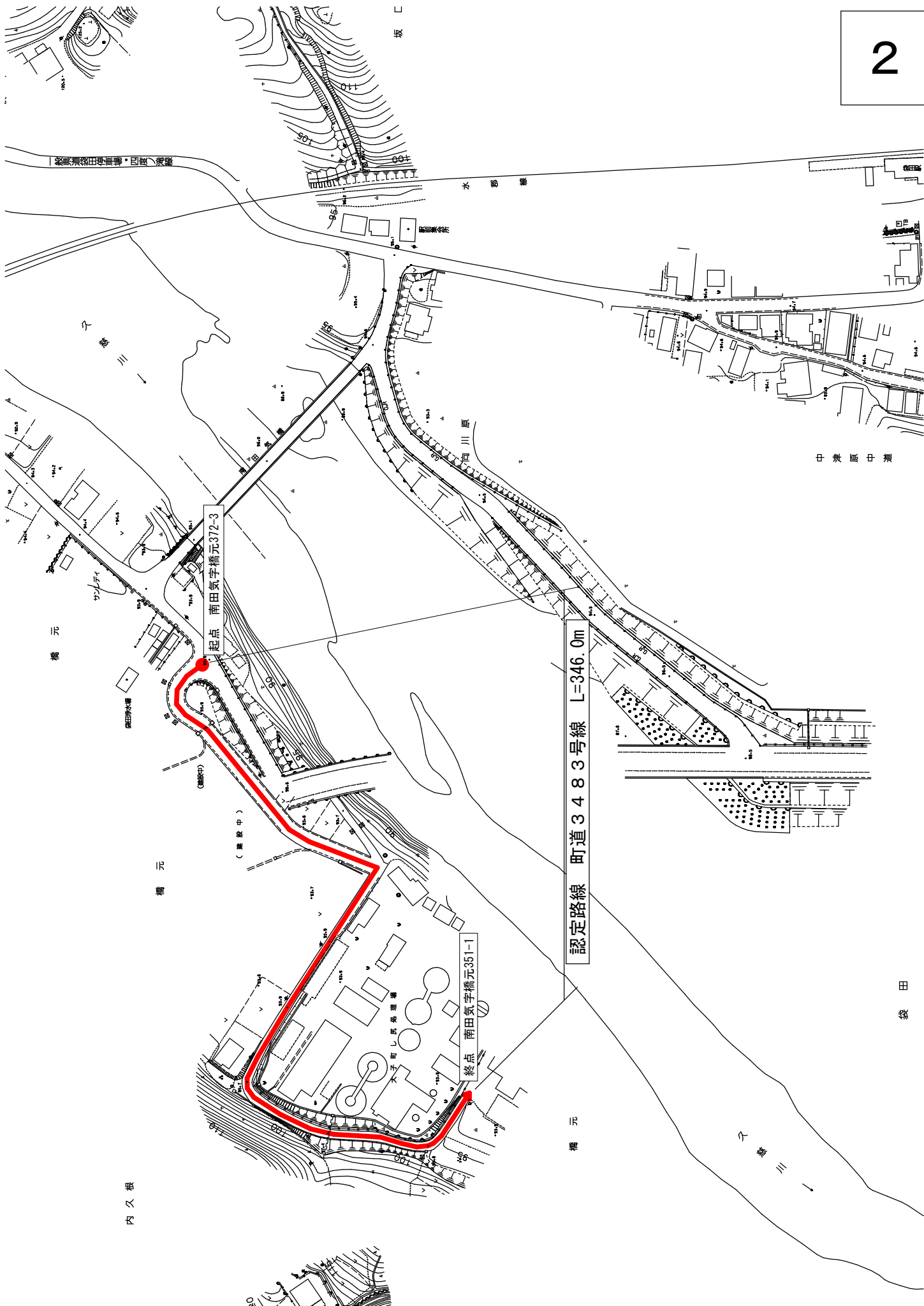
が行う基幹道路整備事業に伴い、起点あるいは終点が変更となる道路、及び新たに設置される道路を認定するものです。

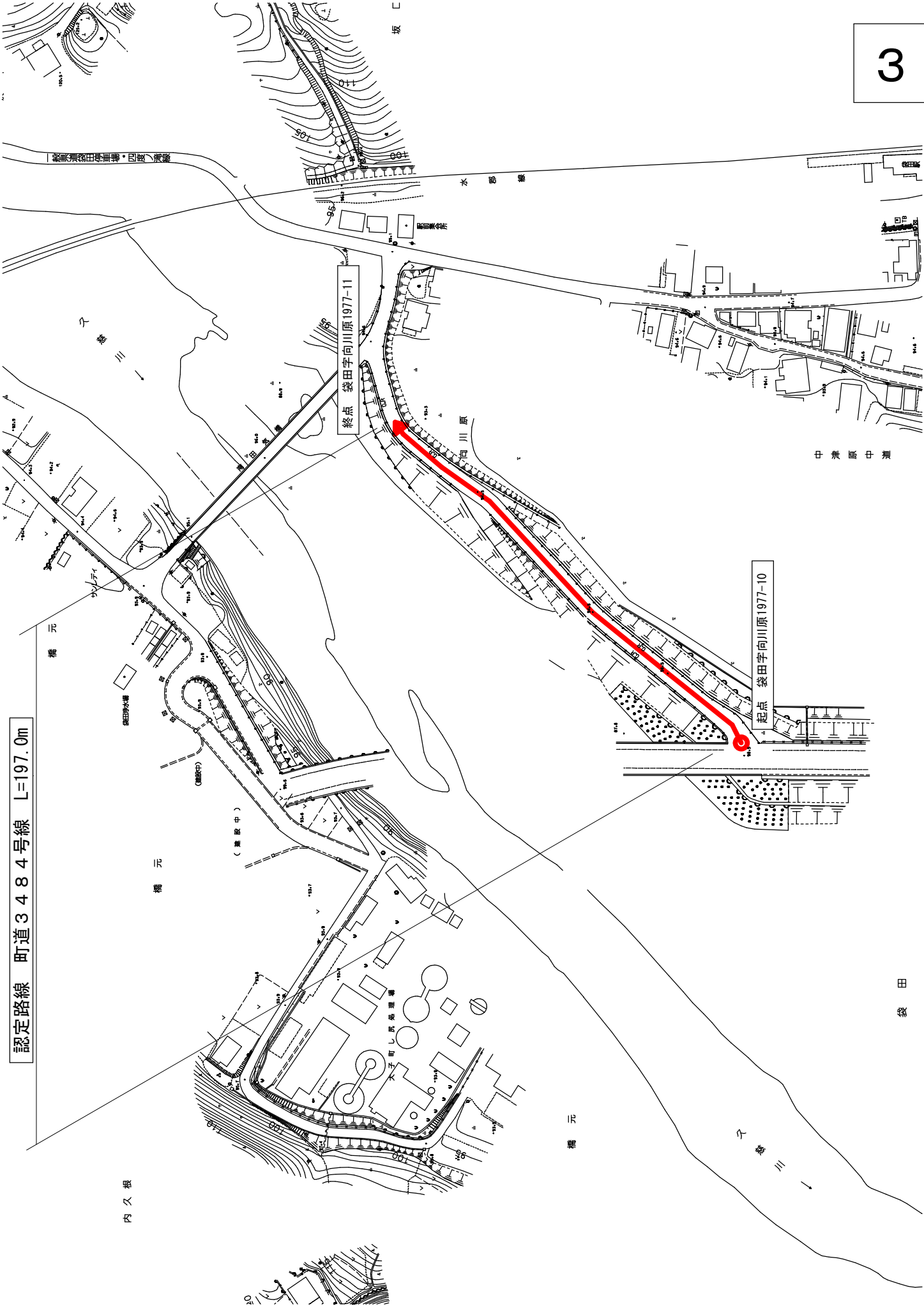
起点 袋田字向川原1976-7

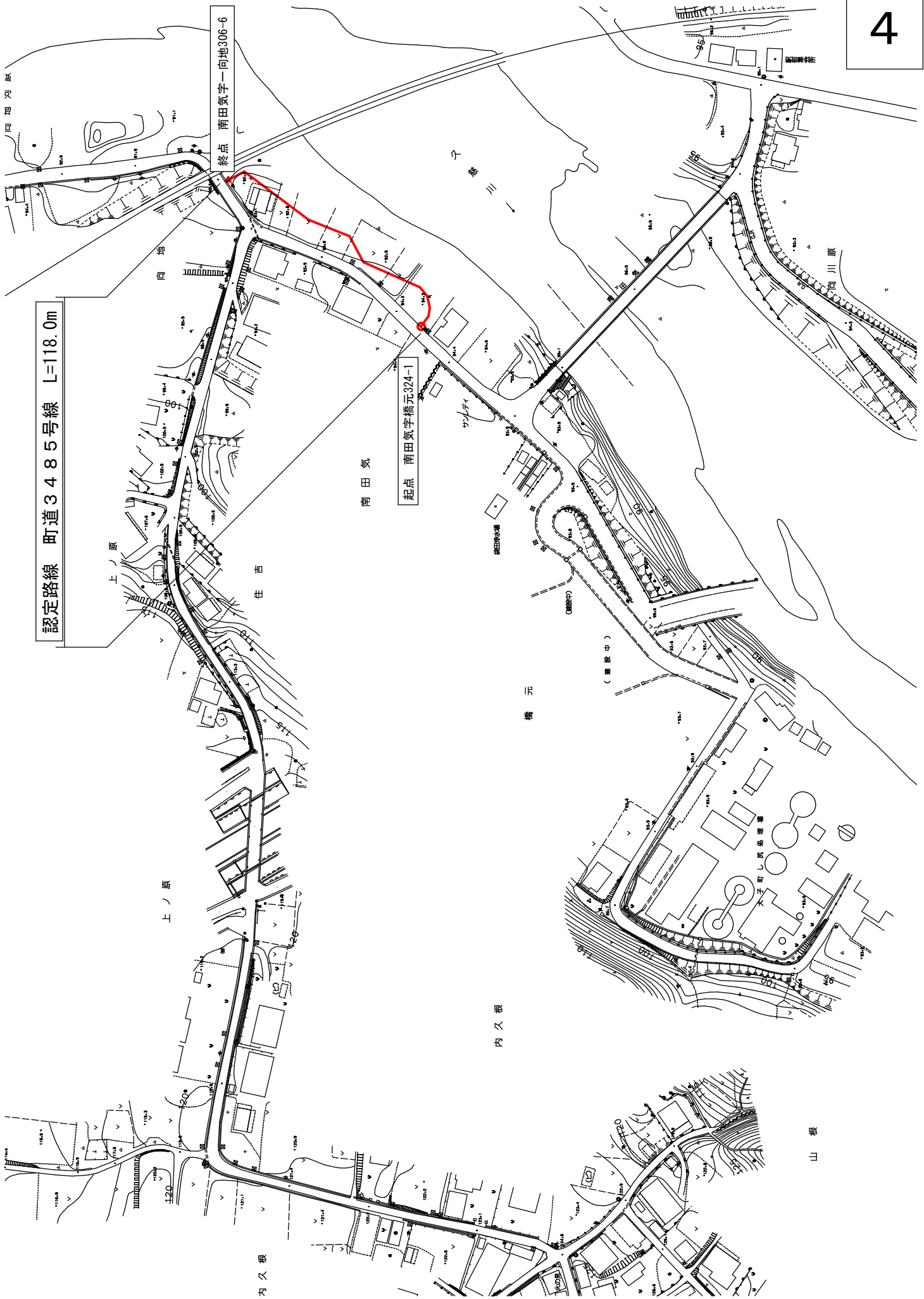
認定路線 町道225号線 L=972.0m

終点 南田気字内久根482







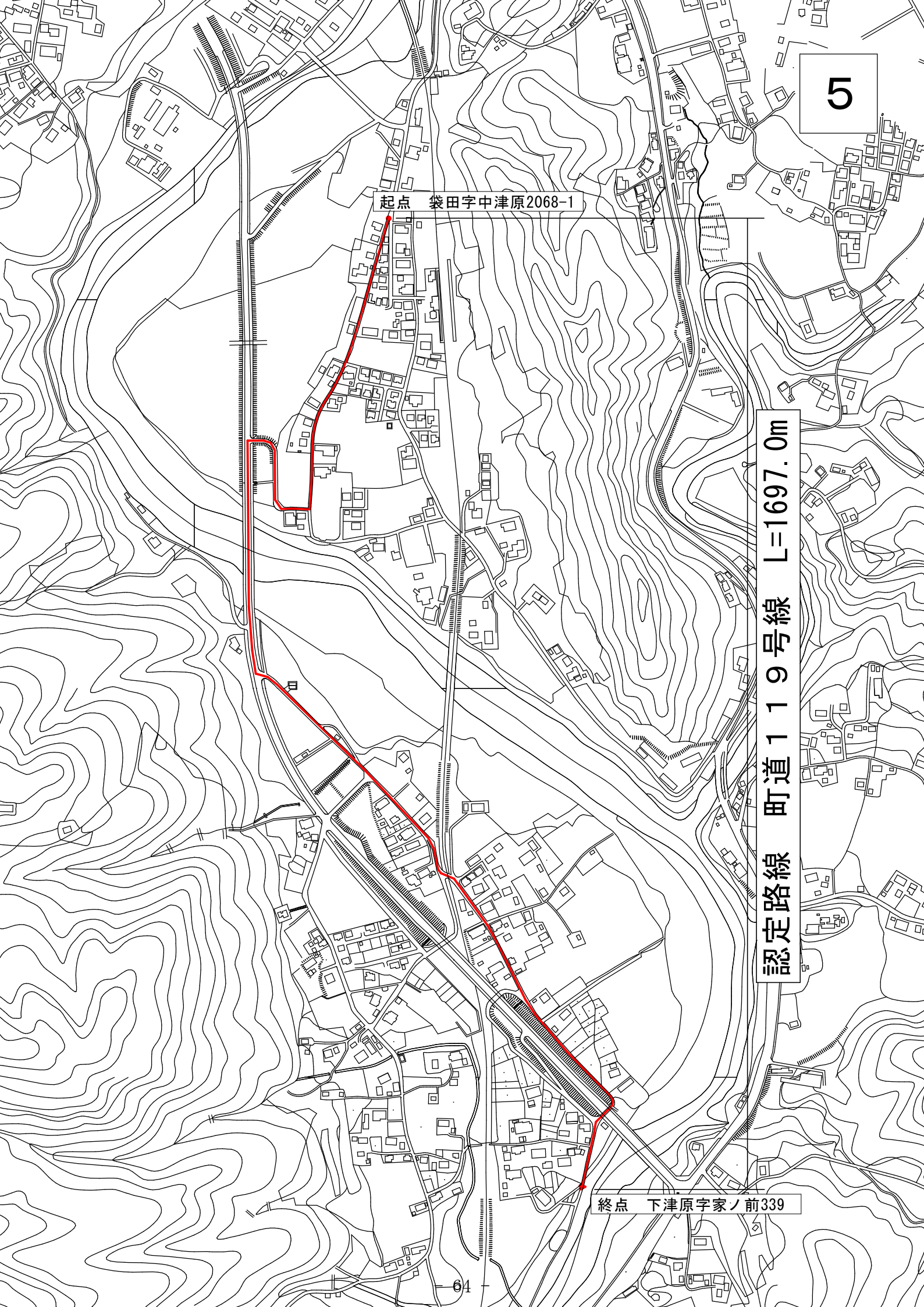


5

起点 袋田字中津原2068-1

認定路線 町道119号線 L=1697.0m

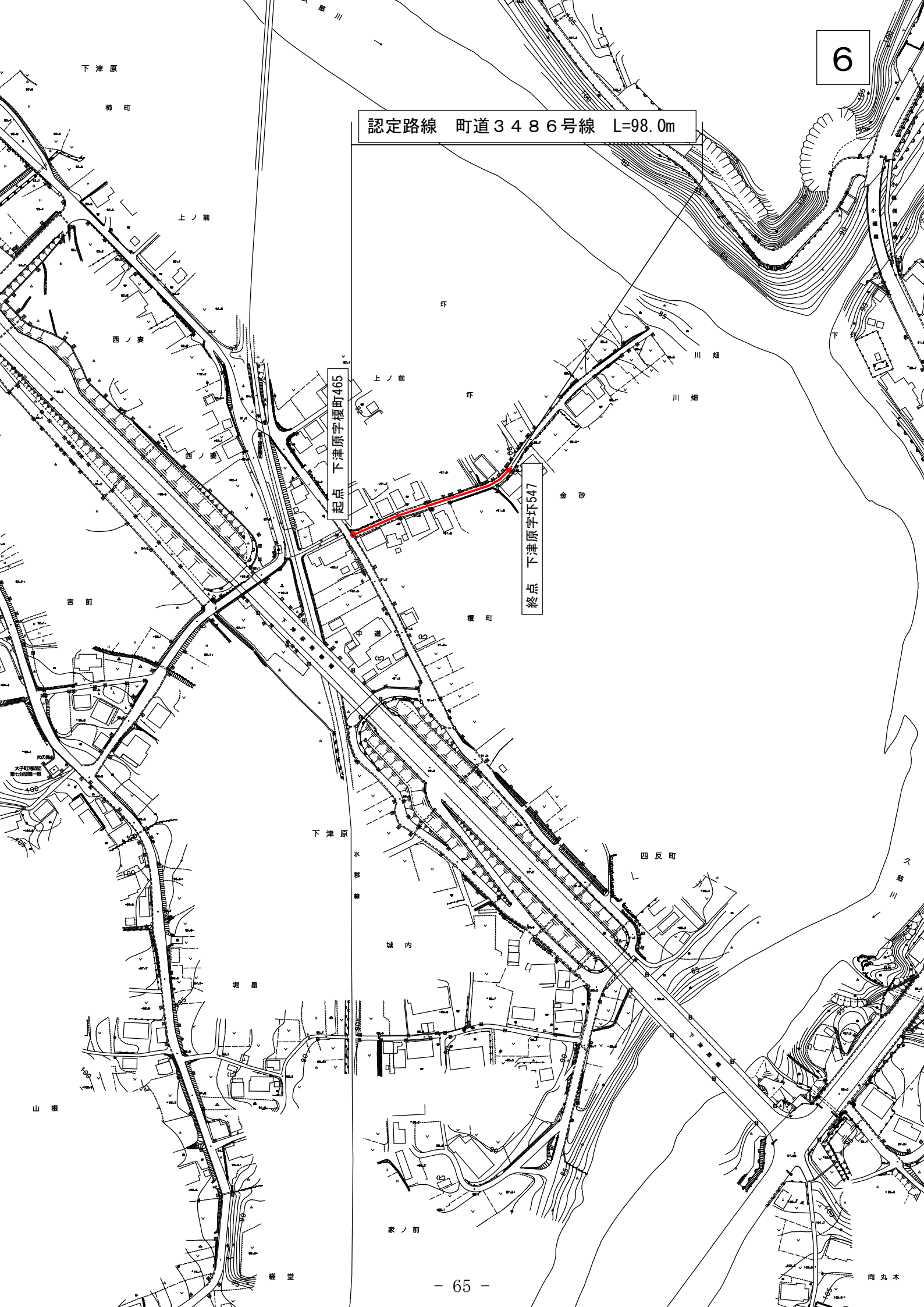
終点 下津原字家ノ前339



認定路線 町道3486号線 L=98.0m

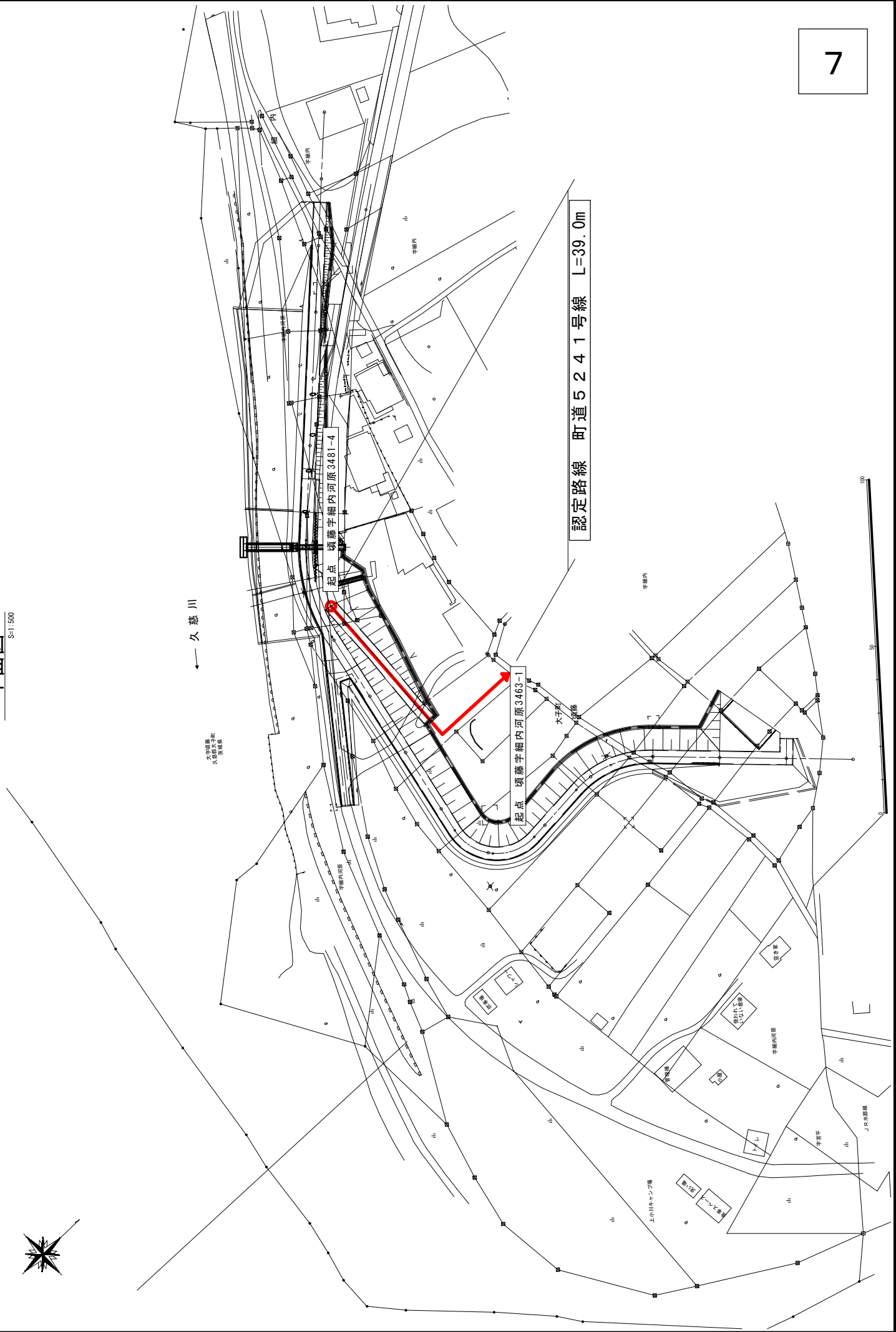
起点 下津原字櫻町465

終点 下津原字環547

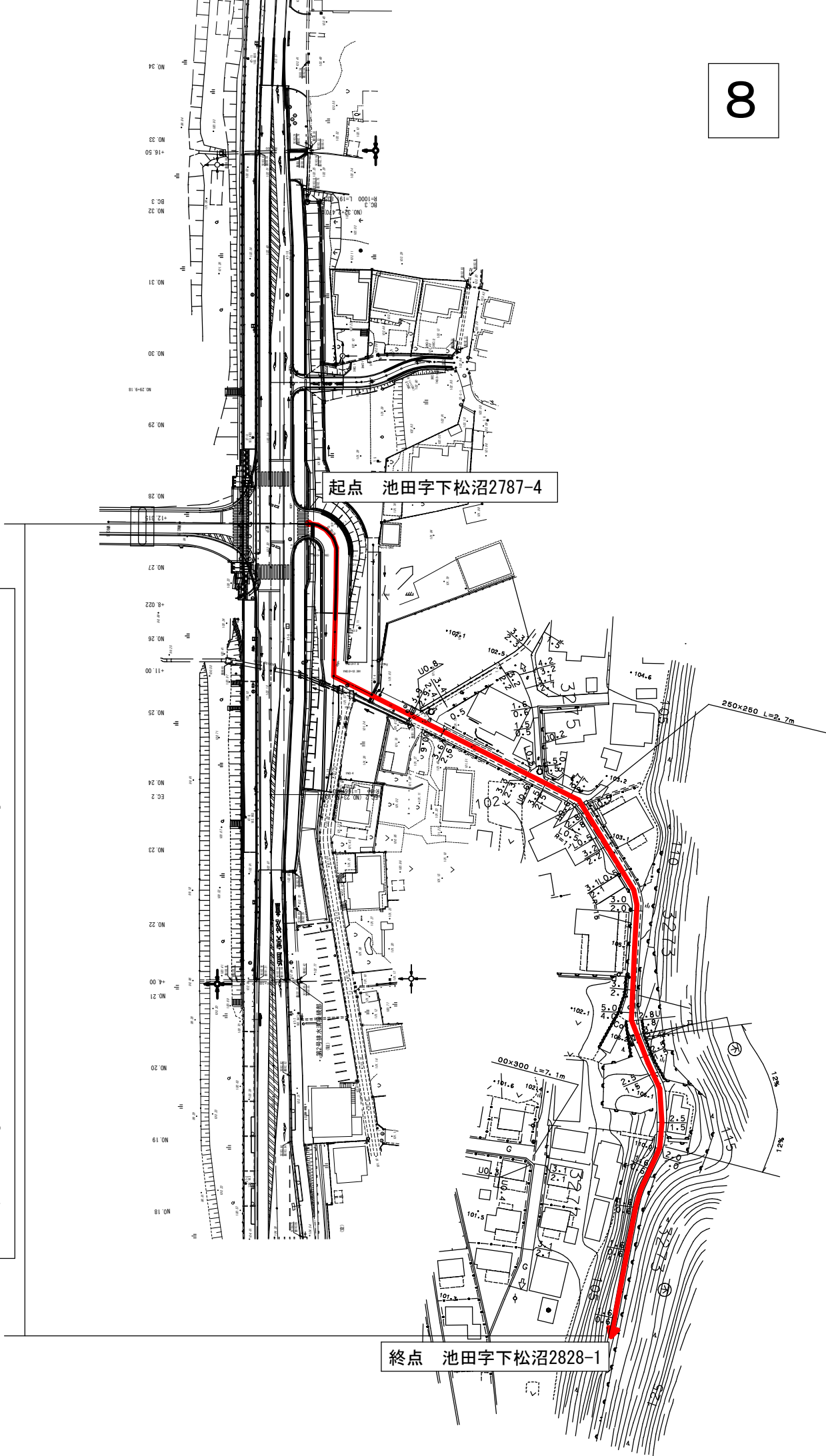


平面図

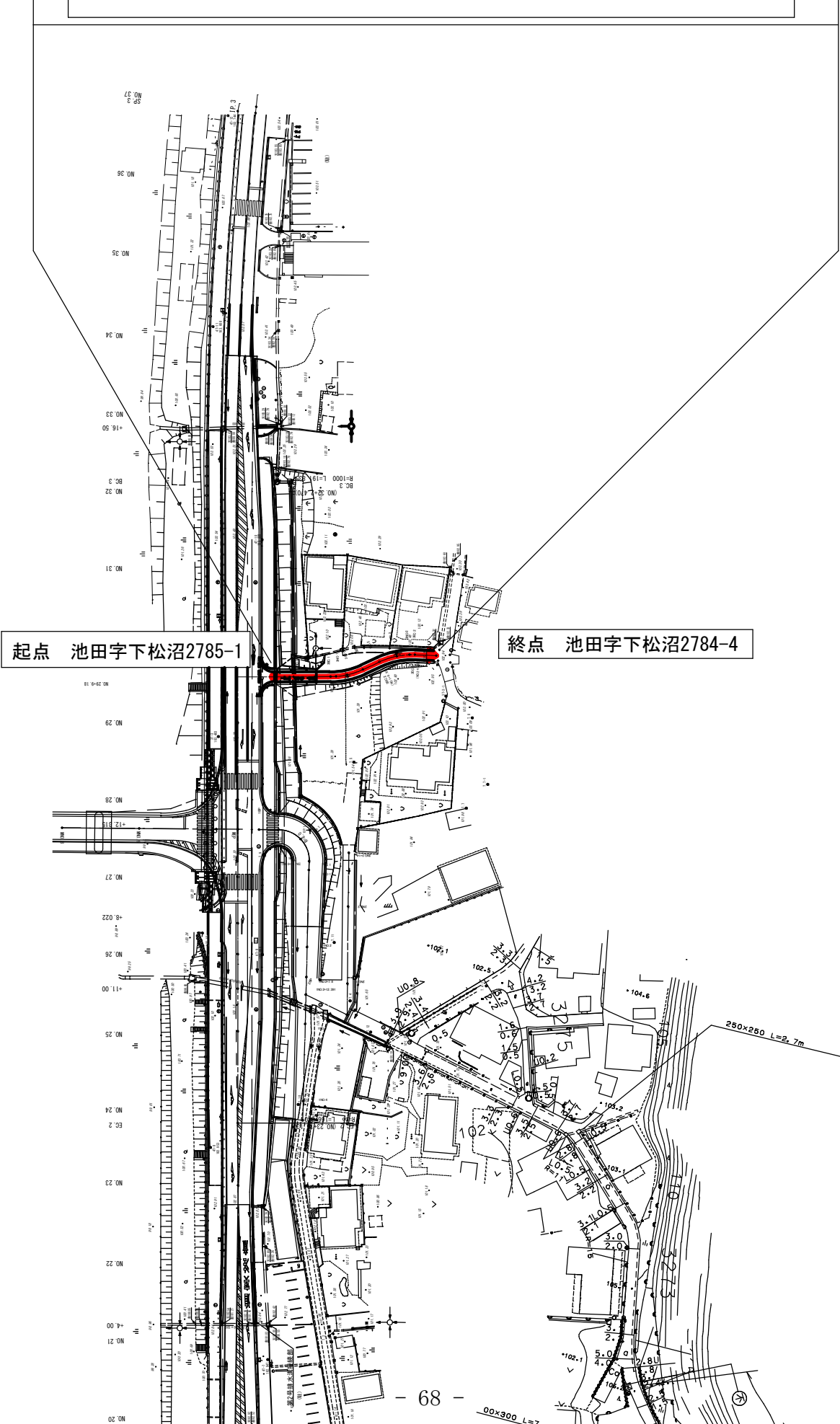
S=1:500



認定路線 町道3487号線 L=283.0m



認定路線 町道3488号線 L=43.5m



起点 池田字下松沼2785-1

終点 池田字下松沼2784-4

主要地方道 根木田・大平線

森前

小生瀬

終点 小生瀬字根本77-1

根本

蛇木

蛇木

西原

起点 小生瀬字西原4013-3

認定路線 町道4286号線 L=573.0m

404号線(旧) 川ノ口

火ノ口

小生瀬

西町

東町



○町道路線の廃止について

次の町道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、町議会の議決を求めるものです。

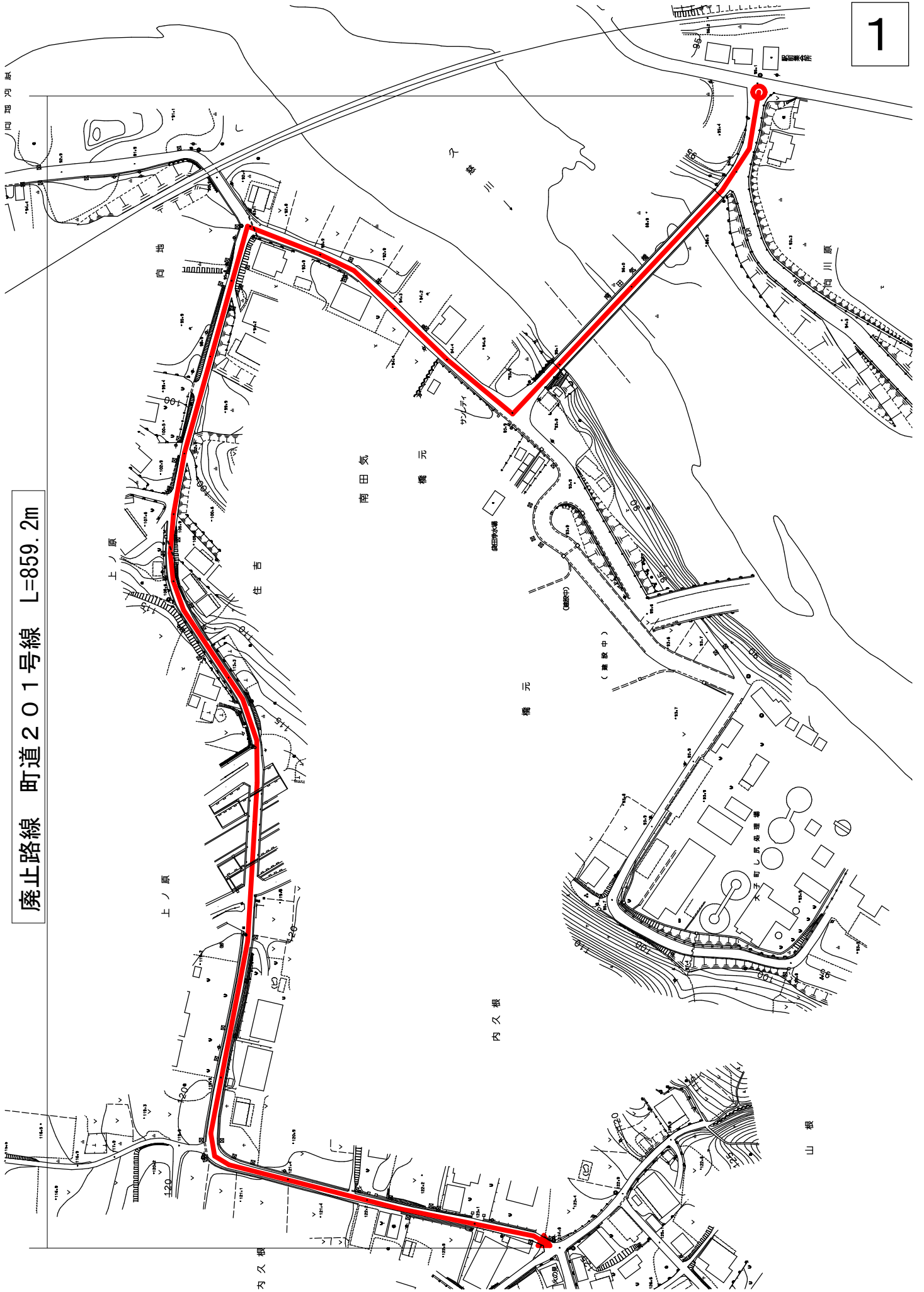
1 廃止する路線

路線名	起	重要な 経過地	図面 番号
	終		
町道201号線	大子町大字袋田字向川原1976番4他2筆	南田気橋	1
	大子町大字南田気字内久根482番		
町道3332号線	大子町大字南田気字橋元376番3		2
	大子町大字南田気字橋元351番1		
町道3467号線	大子町大字袋田字向川原1977番10		3
	大子町大字袋田字向川原1977番7		
町道104号線	大子町大字袋田字中津原2068番2		4
	大子町大字下津原字家ノ前352番		
町道3346号線	大子町大字下津原字榎町465番		5
	大子町大字下津原字川畑684番		
町道3436号線	大子町大字下津原字家ノ前352番4		6
	大子町大字下津原字家ノ前352番4		
町道3177号線	大子町大字矢田字岩花484番1		7
	大子町大字矢田字稻荷森467番1		
町道3403号線	大子町大字矢田字小屋向384番1		8
	大子町大字矢田字小屋向413番		
町道3272号線	大子町大字池田字下松沼2785番3		9
	大子町大字池田字下松沼2784番		
町道3273号線	大子町大字池田字下松沼2801番3		10
	大子町大字池田字下松沼2828番1		

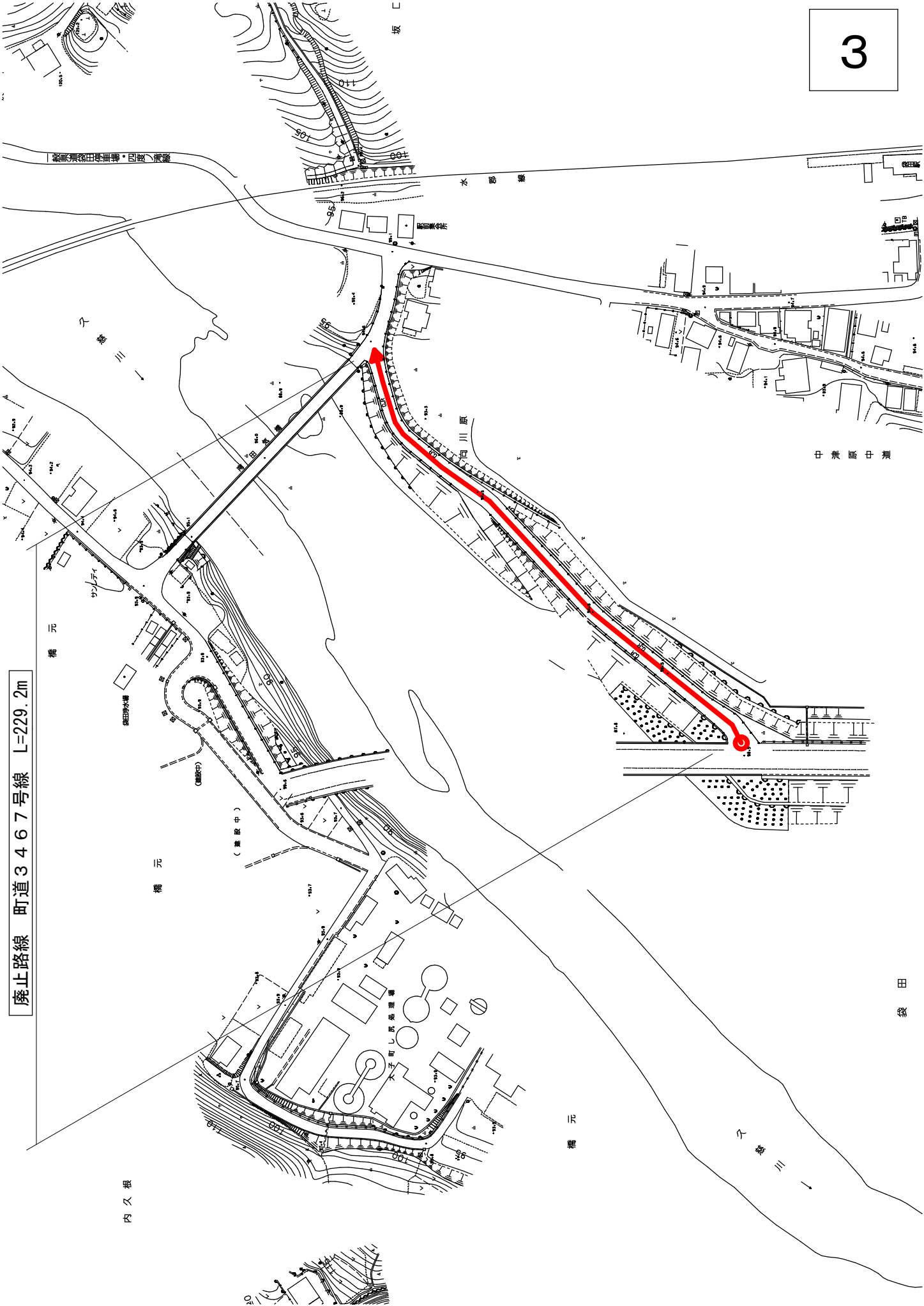
2 廃止する事由

- この路線は、久慈川緊急治水対策事業及び国道118号道路改良事業に伴い、一部または全部を廃道とするため、認定を廃止するものです。

廃止路線 町道201号線 L=859.2m



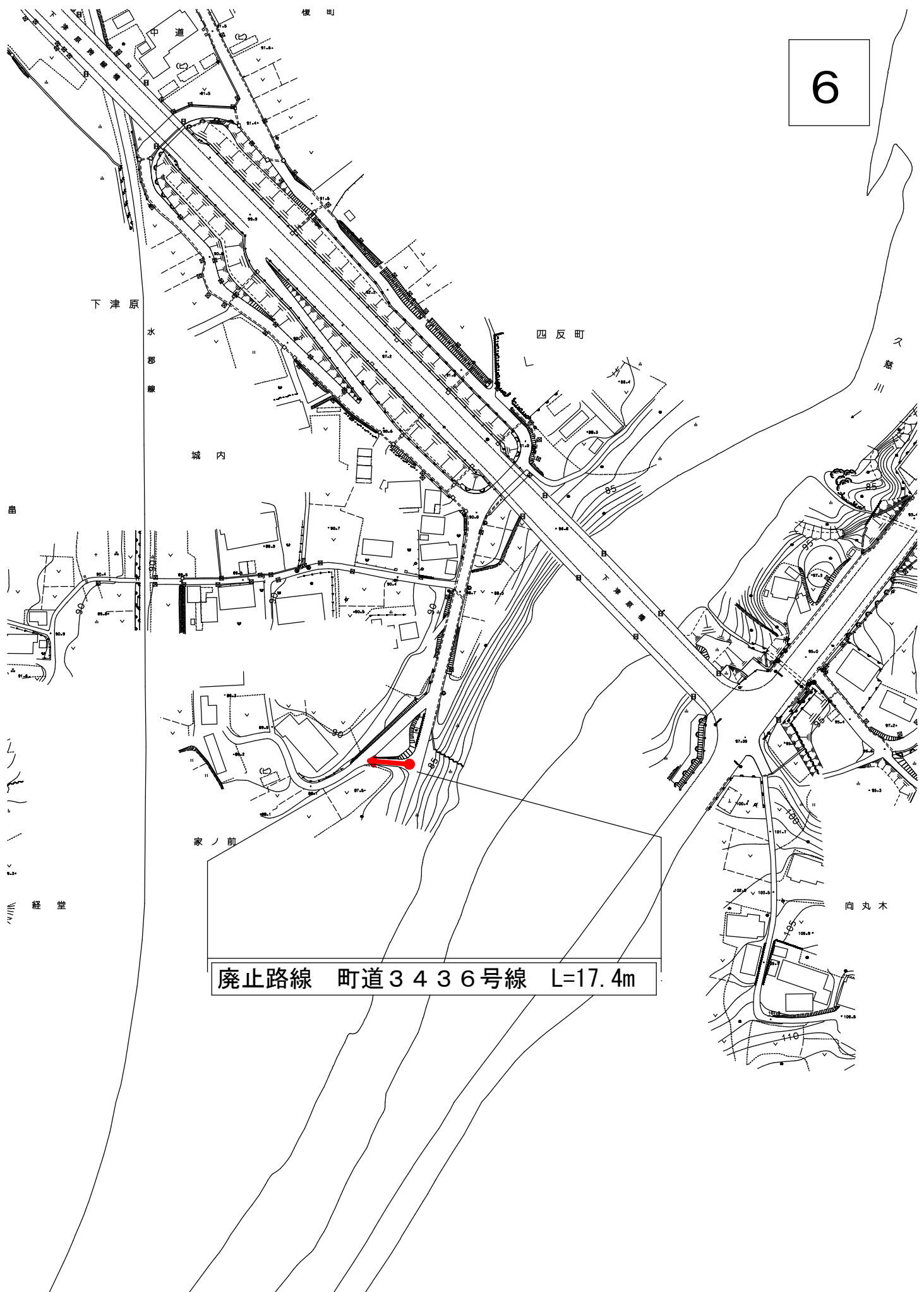
1



廃止路線 町道3346号線 L=212.3m



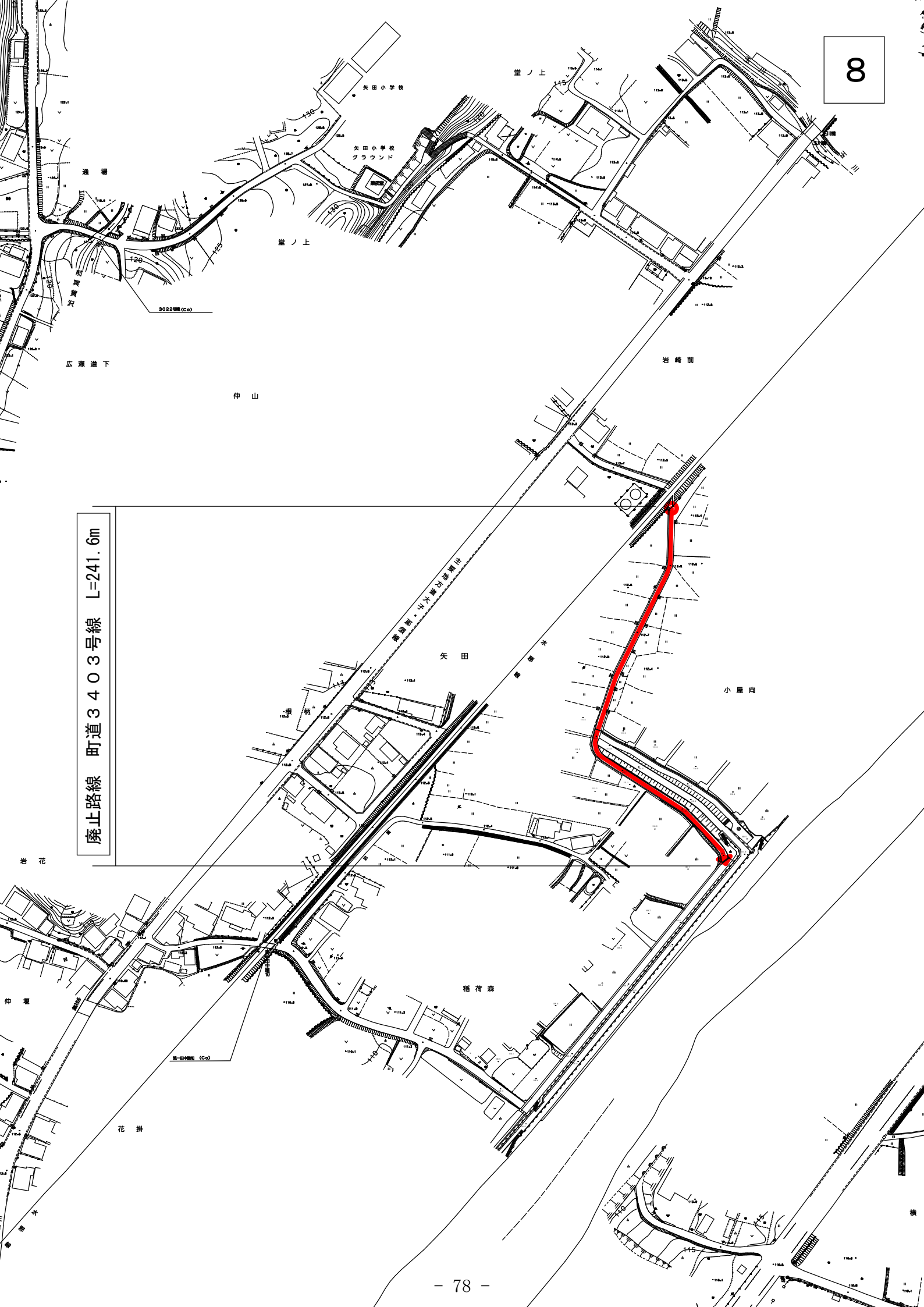
6

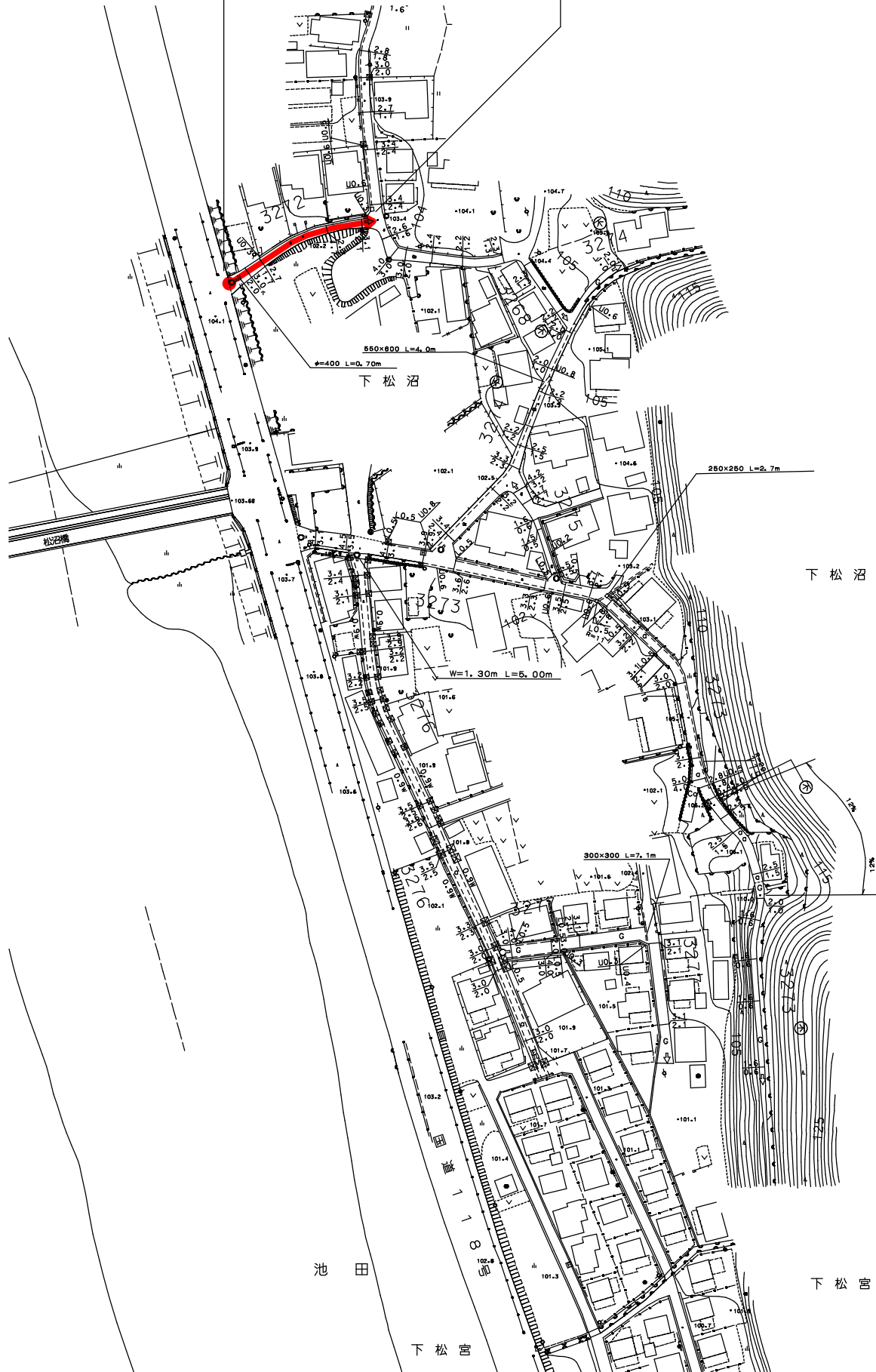




廃止路線 町道3177号線 L=249.5m

廃止路線 町道3403号線 L=241.6m





○大子町防災対応型観光交流施設の指定管理者の指定について

本年10月10日に供用開始を予定している大子町防災対応型観光交流施設について、供用開始に先立ち指定管理者を指定し、店舗運営事業者等による利用許可申請手続や事業者間による協議等を早期かつ円滑に行うため、当該施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、町議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 大子町大字大子866番地3
- (2) 名称 大子町防災対応型観光交流施設

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大子町大字池田2830番地の1
- (2) 名称 一般社団法人大子町振興公社
- (3) 代表者 理事長 高梨哲彦

3 指定する期間

令和8年8月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者の指定理由

当該公の施設の適正な管理及び地域の振興等について、効果的に達成することが認められるため。

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

○大子町固定資産評価審査委員会委員の選任について

大子町固定資産評価審査委員会委員の齋藤範夫氏が、令和8年10月11日で任期満了となりますので、同氏を引き続き選任しようとするものです。同氏は、人格が高潔で、固定資産の評価に関し識見を有し、適任と認められますので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものです。

【大子町固定資産評価審査委員会委員】

住 所



氏 名

さいとう のりお
齋 藤 範 夫

















生年月日

 (63歳)

任 期

令和8年10月12日から令和11年10月11日まで
2期目

経 歴

年 月	事 項
	
	
	
	
	
	
	
	

○令和8年度大子町一般会計補正予算（第1号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入				付 記	
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					一般財源
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 町営研修センター音楽室整備事業	1,194			900		294	町営研修センター研修棟3Fの旧音楽室について、町内の団体等から、音楽室として使用したい旨の要望があったことから、必要な整備を行うもの。 ○ピアノ移設(旧生瀬中学校から) 200千円 ○空調機設置 空調機 @176,880×3台= 531千円 労務費・諸経費 319千円 その他(高所作業車等) 144千円
委託料	200			(緊防債)			
工事請負費	994						
現計額	0			0		0	
補正額	1,194			900		294	
補正後	1,194			900		294	
2 大子清流高校下宿等費用補助金	720					720	大子清流高校生に対し、下宿等に要する費用を補助するもので、当初の見込みよりも対象者が増加したため(21人→23人)、補正するもの。 ○月額3万円×12か月×2人=720千円 ○学年別内訳 3年生 1人 2年生 10人 1年生 12人(当初10人を想定)
現計額	7,560					7,560	
補正額	720					720	
補正後	8,280					8,280	
3 旧南中学校東側水路用地測量等業務委託料	3,037					3,037	民地を横断している旧南中東側水路について、町の水路として整理するためR6年度から進めているもので、土地所有者の相続人調査等に不測の日数を要したとしてR7年度に予算を繰り越したもの。その後、業務の進捗に伴い、法面部分の分筆作業の追加や未相続地を回避して分筆を進める必要が生じたこと等により、事業の一部がR7年度中に完了しなかったため、R8年度に残りの業務を実施するに当たり、改めて予算を計上するもの。 ○対象土地 11筆(18,386㎡) ○進捗率 7割程度(R7年度終了時) ○実績 R6 0千円(全額繰越) R7 5,714千円(執行残1,267千円) R8 3,037千円(見込み)
現計額	0					0	
補正額	3,037					3,037	
補正後	3,037					3,037	

歳 出		歳 入				付 記	
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					一般財源
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
4 町道改良工事	9,670			9,600		70	久慈川緊急治水対策に伴う町道3469号線（久野瀬 地内）の改良工事において、支障となるNTT柱の 移設等に係る費用を計上するもの。 ○光ケーブル移設業務委託料 地下管路(PV φ=50mm×1条) 既設 L=35.5m→撤去 1,159千円 新設 L=41.6m 1,384千円 舗装復旧 100.4㎡ 1,182千円 その他(一般管理費等) 1,511千円 ○電柱移転補償費 電柱移設・撤去 516千円 ケーブル新設(72m)・撤去(65m) 1,760千円 引上管路新設・撤去 1,987千円 その他(間接費等) 171千円
委託料	5,236			(過疎債)			
補償、補填及び賠償金	4,434						
現計額	0			0		0	
補正額	9,670			9,600		70	
補正後	9,670			9,600		70	
5 常陸大子駅空き店舗改修業務	19,507	9,753		9,700		54	常陸大子駅構内の空き店舗を改修し、観光案内所 等を整備するもので、R7年度に実施した設計に基 づき、工事費等を計上するもの。 ○R7 2,178千円 設計 R8 19,507千円 施工、10月開設 ○店舗床面積 103.7㎡ 観光案内所 30.0㎡ チャレンジショップ 6.0㎡ ○委託料 空き店舗改修工事監理 1,320千円 観光案内所等看板製作 316千円 ファードサイン W4250×H620(mm) 184千円 ロードサイン 88千円 A型看板 W400×H650(mm) 44千円 ○工事請負費 空き店舗改修工事 15,499千円 建築工事(内装等) 1,915千円 電気設備工事(照明等) 6,137千円 機械設備工事(空調等) 2,596千円 その他(一般管理費等) 4,851千円 ○備品購入費 観光案内所カウンター 1,763千円 概寸(mm) W4500×D610×H950×2台 チャレンジショップカウンター 609千円 概寸(mm) W3600×D610×H950
委託料	1,636	(都市構造)		(過疎債)			
工事請負費	15,499						
備品購入費	2,372						
現計額	0	0		0		0	
補正額	19,507	9,753		9,700		54	
補正後	19,507	9,753		9,700		54	

歳 出		歳 入				付 記	
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					一般財源
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
6 大子福祉作業所誘導灯更新工事	313			300 (過疎債)		13	大子福祉作業所について、消防設備点検（R8年2月）の結果、誘導灯のバッテリー交換が必要な状態であることが判明したもので、設置後26年が経過しており部品の調達ができないことから、LEDタイプの新たな誘導灯に更新するもの。 ○誘導灯 @38,000×6台×1.1=251千円 その他(労務費等) 62千円
現計額	0			0		0	
補正額	313			300		13	
補正後	313			300		13	
7 育児期間の保険料免除対応に伴う 国民年金システム改修業務委託料	440	440				0	R8年10月から開始される「国民年金保険料の育児免除制度」に対応するため、国民年金システムを改修するもの。 ○制度の概要 子が1歳になるまで、月額17,920円(R8年度)の保険料が免除される(要申請)。
現計額	0	0				0	
補正額	440	440				0	
補正後	440	440				0	
8 会計年度任用職員報酬等（保育士）	1,858					1,858	8月から長期休暇を取得予定の職員がいることから、替わりの会計年度任用職員を任用するための費用を計上するもの。 ○報酬 @203,251×8か月= 1,627千円 手当 @203,251×1.225月×0.6=150千円 旅費 @10,100×8か月= 81千円
報酬	1,627						
職員手当等	150						
旅費	81						
現計額	0					0	
補正額	1,858					1,858	
補正後	1,858					1,858	
9 会計年度任用職員報酬等（事務補助員）	3,111					3,111	R7年度末に退職者が出たため、替わりの会計年度任用職員を任用するための費用を計上するもの。 ○報酬 @192,653×12か月= 2,312千円 手当 @192,653×1.225月×2= 473千円 旅費 @27,100×12か月= 326千円
報酬	2,312						
職員手当等	473						
旅費	326						
現計額	0					0	
補正額	3,111					3,111	
補正後	3,111					3,111	

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
10 鳥獣被害対策実施隊委託料	987					987	有害鳥獣の捕獲については、大子町鳥獣被害対策実施隊に委託して実施している。今般、捕獲（巻狩）の際に使用しているGPS端末（H30年購入）に不具合が生じており機器を更新する必要が生じたことから委託料を増額するもの。 ○巻狩 複数人の猟師と猟犬が獲物を追い立て、待ち伏せして仕留める方法 ○GPS端末(猟師用) @88,401×4台=354千円 〃 (猟犬用) @62,364×9台=561千円 専用モニター @72,000×1台= 72千円
現計額	5,300					5,300	
補正額	987					987	
補正後	6,287					6,287	
11 浄化槽ブロワー交換（修繕料）	429					429	高柴地内にある大子ふれあい牧場について、駐車場内に設置されたトイレの浄化槽のブロワーが故障したため、修繕するもの。 ○浄化槽 30人槽 ○ブロワー H27年設置(11年経過)
現計額	0					0	
補正額	429					429	
補正後	429					429	
12 防災重点農業用ため池下流水路改修工事	3,146			3,100 (緊自債)		46	R6年度から実施している愛宕町地内の防災重点農業用ため池（池ノ入下池）の防災工事について、R7年度末に事業計画を変更したことに伴いR8年度に実施することとした下流水路改修工事に係る費用を計上するもの。 ○横断溝 L=12.7m コンクリート溝 L= 3.0m ○実績 R6 調査計画 5,830千円 R7 実施設計 4,895千円 防災(廃止)工事 23,540千円 R8 下流水路改修 3,146千円(見込み)
現計額	0			0		0	
補正額	3,146			3,100		46	
補正後	3,146			3,100		46	
13 道の駅奥久慈だいがWEST記念式典 運營業務委託料	6,220	△ 688 (地域未来)			98 (諸収入)	6,810	防災道の駅の記念式典について、オープニングイベントの日数が1日から3日に増えたことに伴い、追加が必要となる費用を計上するもの。 ○日程 10/ 9(金) 記念式典 10(土)～12(月) オープニングイベント ○主な増額内容 式典等業務委託費、ステージイベント費、電気設備費等
現計額	8,074	1,111			0	6,963	
補正額	6,220	△ 688			98	6,810	
補正後	14,294	423			98	13,773	

歳 出		歳 入				付 記	
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					一般財源
		国庫 支出金	県支 出 金	地方債	その他 (費目)		
14 町営宿泊施設やみぞ駐車場拡張工事	44,286			44,200 (過疎債)		86	町営宿泊施設やみぞの駐車場については、宿泊客のほかランドゴルフ利用者の増加等に伴い、慢性的に駐車スペースが不足している。そのため、駐車場を拡張するに当たり、R7年度に寄附を受けた隣接地を2か年かけて整備するもの。 ○舗装面積 4,230㎡ ○駐車台数 76台→124台(+48台うち大型2台) ○継続費
現計額	0			0		0	R8 44,286千円(盛土、フェンス撤去、伐採等)
補正額	44,286			44,200		86	R9 63,200千円(暗渠、アスファルト舗装、区画線)
補正後	44,286			44,200		86	計 107,486千円
15 町営宿泊施設福寿荘宿泊事業再開 運営費補助金	5,700					5,700	町営宿泊施設福寿荘のボイラー等の設備については、老朽化や長期間未使用であったことから改修が必要な状態であり、今般、宿泊事業を再開するに当たり、当該改修に係る費用の一部を補助金として交付するもの。 ○主な補助対象設備 温泉用ボイラー、客室用エアコン
現計額	0					0	
補正額	5,700					5,700	
補正後	5,700					5,700	
16 松沼橋改築事業負担金	7,127	4,812 (防安交)		2,300 (過疎債)		15	久慈川緊急治水対策プロジェクトの一環として国がR2年度から進めている松沼橋の架替工事に係る町負担分で、R8年度に実施する取付道路造成工事費の増額に伴い、本負担金についても増額となるもの。 ○増額理由 埋設構造物に係る処分費等の増
現計額	3,003	1,260		1,700		43	
補正額	7,127	4,812		2,300		15	
補正後	10,130	6,072		4,000		58	
17 FMだいがご用什器(備品購入費)	1,357					1,357	コミュニティFM放送局(FMだいがご)について、現在の仮設局舎から観光交流施設に移転するに当たり、必要な備品の数量等が確定したことから、予算を計上するもの。 ○事務用机 @84,600×6台+@131,500×1台=639千円 事務用椅子 @39,500×7脚=277千円 会議用テーブル @48,600×4台=195千円 会議用椅子 @19,600×8脚=157千円 その他(配送料等) 89千円
現計額	100					100	
補正額	1,357					1,357	
補正後	1,457					1,457	

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
18 水戸ホーリーホックホームタウン推進 協議会負担金	100					100	水戸ホーリーホックホームタウン推進協議会（事務局：水戸市役所内）については、水戸ホーリーホックの支援を目的として、現在、県内18市町村が加盟している。今般、J2優勝・J1昇格を記念した新規事業がR8年度に予定されており、これに係る負担金の臨時徴収分を増額するもの。 ○新規予定事業 クラブのSNSを利用した市町村PR事業
現計額	100					100	
補正額	100					100	
補正後	200					200	
19 その他	3,050	66	0	△ 12,500	264	15,220	繰出金、財源変更等
現計額							
補正額	3,050	66	0	△ 12,500	264	15,220	
補正後	3,050	66		△ 12,500	264	15,220	
補 正 予 算 額	112,252	14,383	0	57,600	362	39,907	
補正前の予算額	12,300,000	1,656,784	591,164	1,136,900	874,684	8,040,468	
補正後の予算総額	12,412,252	1,671,167	591,164	1,194,500	875,046	8,080,375	

(継続費補正)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
6 商工費	1 商工費	町営宿泊施設やみぞ駐車場拡張事業	千円 107,486	令和 8 年度	千円 44,286
				令和 9 年度	63,200

(地方債補正)

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額		比較増減
	補正前	補正後	
1 過疎対策事業債 (うち変更のあったもの)	913,000	949,600	36,600
都市再生整備計画事業	662,000	646,900	△ 15,100
町道整備事業	33,100	42,700	9,600
防災・安全交付金事業	22,100	24,400	2,300
道路メンテナンス事業	27,700	29,900	2,200
小中学校施設整備事業	13,300	0	△ 13,300
観光施設整備事業	2,400	47,300	44,900
福祉施設整備事業	0	300	300
過疎地域自立促進特別事業分	73,000	78,700	5,700
2 緊急防災・減災事業債	82,600	95,400	12,800
3 緊急自然災害防止対策事業債	84,800	123,400	38,600
4 脱炭素化推進事業債	12,500	14,000	1,500
5 公共施設等適正管理推進事業債	41,500	9,600	△ 31,900

補正後の地方債の予算額

1,194,500 千円

(交付税算入見込額

829,510 千円)

69.44%

○令和8年度大子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入				付 記	
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					
		国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他 (費 目)		一 般 財 源
1 国民健康保険事業費納付金 （医療給付費分）	△ 40,515					△ 40,515	町が県に支払う国民健康保険事業費納付金について、R8年3月31日にR8年度分の額が決定したため、当該納付金のうち医療給付費分を補正するもの。 ○実績 R8 285,485千円（前年度比△12.5%） R7 326,364千円 R6 364,894千円
現計額	326,000		12,065			313,935	
補正額	△ 40,515		0			△ 40,515	
補正後	285,485		12,065			273,420	
2 国民健康保険事業費納付金 （後期高齢者支援金等分）	2,236					2,236	町が県に支払う国民健康保険事業費納付金について、R8年3月31日にR8年度分の額が決定したため、当該納付金のうち後期高齢者支援金等分を補正するもの。 ○実績 R8 132,236千円（前年度比+1.6%） R7 130,148千円 R6 140,292千円
現計額	130,000		4,812			125,188	
補正額	2,236		0			2,236	
補正後	132,236		4,812			127,424	
3 国民健康保険事業費納付金 （介護納付金分）	△ 267					△ 267	町が県に支払う国民健康保険事業費納付金について、R8年3月31日にR8年度分の額が決定したため、当該納付金のうち介護納付金分を補正するもの。 ○実績 R8 37,733千円（前年度比△2.3%） R7 38,612千円 R6 42,928千円
現計額	38,000		1,428			36,572	
補正額	△ 267		0			△ 267	
補正後	37,733		1,428			36,305	
4 国民健康保険事業費納付金 （子ども・子育て支援金分）	△ 11,396					△ 11,396	町が県に支払う国民健康保険事業費納付金について、R8年3月31日にR8年度分の額が決定したため、当該納付金のうち子ども・子育て支援金分を補正するもの。 ○実績 R8 12,604千円（新設）
現計額	24,000		890			23,110	
補正額	△ 11,396		0			△ 11,396	
補正後	12,604		890			11,714	

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他 (費目)		
補 正 予 算 額	△ 49,942	0	0	0	0	△ 49,942	
補正前の予算額	2,254,000	4,950	1,655,726	0	391	592,933	
補正後の予算総額	2,204,058	4,950	1,655,726	0	391	542,991	

○令和8年度大子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）

（単位：千円）

歳 出		歳 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				一般財源	
		国庫 支出金	県支 出 金	地方債	その他 (費目)		
1 介護保険法改正に伴うシステム改修業務委託料	528	264				264	介護保険法の改正に伴い必要となるシステム改修を行うもの。 ○主な内容 ・所得基準の見直し 440千円 ※1 ・介護報酬改定 88千円 ※2 ※1 保険料の算定等に用いる基準額の引上げ (80.9万円→82.65万円) ※2 処遇改善加算の拡充等(対象事業に居宅介護支援事業等を追加等)
現計額	0	0				0	
補正額	528	264				264	
補正後	528	264				264	
2 その他	245	0	0	0	0	245	介護認定審査会委員費用弁償
現計額							
補正額	245	0	0	0	0	245	
補正後	245					245	
補正予算額	773	264	0	0	0	509	
補正前の予算額	2,372,500	598,271	347,141	0	595,514	831,574	
補正後の予算総額	2,373,273	598,535	347,141	0	595,514	832,083	

○令和8年度大子町水道事業会計補正予算（第1号）

【主な歳出】

(収入支出予算の補正)

(単位：千円)

支 出		収 入					付 記	
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源						
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他			
					(一般会計)	(料金収入等)		
収益的支出								
1 投資・財政計画策定業務委託料	△ 7,600					△ 7,600	<組替> 水道事業の経営統合（R10年度）に向けて必要となる投資・財政計画を策定するもので、建設改良に資するものであることから、収益的支出から資本的支出に組み替えるもの。	
現計額	7,600					7,600		
補正額	△ 7,600					△ 7,600		
補正後	0					0		
2 その他	4	0	0	0	0	0	4	自動車重量税
現計額								
補正額	4	0	0	0	0	0	4	
補正後	4						4	
補正予算額	△ 7,596	0	0	0	0	△ 7,596		
補正前の予算額	551,673	0	0	0	12,664	539,009		
補正後の予算総額	544,077	0	0	0	12,664	531,413		

支 出		収 入				付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源				
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他	
					(一般会計)	(料金収入等)
資本的支出						
3 相川浄水場ループシールタンク更新工事	5,445				5,445	相川浄水場の急速ろ過器（S47年設置）について、経年劣化により漏水が発生していることから修繕するもの。 ○修繕内容 ループシールタンク(気液分離槽)の交換 ○材料費 2,045千円 労務費 861千円 一般管理費 1,089千円 その他(現場管理費等) 1,450千円
現計額	0				0	
補正額	5,445				5,445	
補正後	5,445				5,445	
4 下金沢浄水場水濁度計更新工事	1,405				1,405	下金沢浄水場の水濁度計が故障したため、交換するもの。 ○設置年 R元年度(耐用年数10年) ○材料費 1,056千円 労務費 99千円 その他(諸経費等) 250千円
現計額	0				0	
補正額	1,405				1,405	
補正後	1,405				1,405	
5 上野宮地区配水管移設工事	13,013			13,000	13	上野宮地内において、民地を横断する配水管の埋設深度が浅く(地下20cm程度)、今般、当該地権者が駐車場を整備するに当たり支障となることから移設するもの。 ○HIVP・RR φ=100mm L=105m ○工事費 8,055千円 現場管理費 2,682千円 一般管理費 2,276千円
現計額	0			0	0	
補正額	13,013			13,000	13	
補正後	13,013			13,000	13	
6 投資・財政計画策定業務委託料	7,600	1,999 (防交)			5,601	<組替、財源変更> 水道事業の経営統合(R10年度)に向けて必要となる投資・財政計画を策定するもので、建設改良に資するものであることから、収益的支出から資本的支出に組み替えるもの。なお、4月に国の交付金の内示があったことから、併せて財源を補正するもの。
現計額	0	1			△ 1	
補正額	7,600	1,999			5,601	
補正後	7,600	2,000			5,600	

支 出		収 入					付 記
補正額のうち主な項目	金 額	特 定 財 源					
		国 庫 支出金	県 支 出 金	地方債	その他		
					(一般会計)	(料金収入等)	
7 その他	61	0	0	0	0	61	所有権移転補償費
現計額							
補正額	61	0	0	0	0	61	
補正後	61					61	
補正予算額	27,524	1,999	0	13,000	0	12,525	
補正前の予算額	146,760	1	0	0	34,082	112,677	
補正後の予算総額	174,284	2,000	0	13,000	34,082	125,202	

(地方債補正)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	13,000	普通貸借又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構に ついては、その融資条件により、銀行 その他の場合には、その債権者と協定 するものによる。ただし、企業財政の 都合により据置期間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還もしくは低利に借 換えすることができる。